

ほけんだより



新学期が始まって1ヶ月がたちました。今まで緊張してきたぶん、疲れが出て体調を崩しやすいときです。元気で過ごせるように規則正しい生活を心がけましょう。

5月の保健目標
 病気の治療をしよう

5月の予定

内科検診

11日(木)	1・2・3・5・6年・ゆり
12日(金)	4年・ひまわり

* 体育着が必要になります。
 * 日程が変更になる場合もあります。ご了承ください。

健康診断の結果をお知らせします

「からだは健康だった?」
 「どれくらい成長した?」
 おうちの人と一緒に確認しましょう。
 「受診のおすすめ」をもらった人は、早めに病院へ。

心の健康観察をお願いします

～お子さんに、こんな変化はありませんか?～

- ◇この頃おとなしくなった
- ◇食欲がない、食べる量が減った
- ◇学校や友達の話をしなくなった
- ◇何となく沈んだ感じがする
- ◇ぼんやりしていることが多い



学校での健康診断は、学校生活に影響がある病気や異常の「疑い」を見つけるためのものです。病院へ行っても「異常なし」となる場合もあります。

しかし早期発見・早期治療で治る病気が見つかる可能性もあります。病院受診される場合は、感染状況をご確認の上、お気をつけてご受診ください。

心の変化に早く気付けば、回復の手がかりも見つけやすくなります。話したがないときは、無理強いせず、見守ることも大切です。心配な時はいつでもご相談ください。

◎自分でしっかり確認しましょう
 ◎必ずおうちの人に知らせましょう
 ◎なるべく早く治療しましょう

◎治療の経過を学校に知らせてください
 ◎「異常なし」と診断されることもあります
 ◎わからないことは保健室で相談してください

スクールカウンセラー決定と来校日のお知らせ

今年度も喜屋武 幸先生がスクールカウンセラーとして来てくださいます。

児童だけでなく、保護者も利用可能ですので、希望される方は保健室(養護教諭)又は担任までご連絡ください。

6月1日(木) 9:45~15:15

5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応について

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行より抜粋)

【出席停止期間】

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

※ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

【医療機関での証明書等の取得に対する配慮】

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと。

【濃厚接触者について】

濃厚接触者の取扱いについて 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われなかったこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。

ご不明な点がありましたら、保健室までご連絡ください

